

情報通信審議会 電気通信事業政策部会（第35回）議事録

1 日時 平成28年2月25日(木) 14時00分～14時58分

2 場所 総務省 第3特別会議室（11階）

3 出席者

(1) 委員（敬称略）

山内 弘隆（部会長）、石戸 奈々子、泉本 小夜子、井手 秀樹、
熊谷 亮丸、谷川 史郎、森川 博之（以上7名）

(2) 総務省

（総合通信基盤局）

福岡 徹（総合通信基盤局長）、大橋 秀行（電気通信事業部長）、
佐々木 祐二（総務課長）、秋本 芳徳（事業政策課長）、
飯村 博之（事業政策課企画官）、堀内 隆広（事業政策課調査官）、
竹村 晃一（料金サービス課長）、内藤 新一（料金サービス課企画官）、
塩崎 充博（電気通信技術システム課長）、北神 裕（番号企画室長）

(4) 事務局

猪飼 智晴（情報通信国際戦略局情報通信政策課管理室課長補佐）

4 議 題

（諮問事項）

「固定電話網の円滑な移行の在り方」について

【平成28年2月25日付け諮問第1224号】

開 会

○山内部会長　それでは、ただいまから第35回情報通信審議会電気通信事業政策部会を開催いたします。

本日は、委員8名中7名が出席しておりますので、定足数を満たしております。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。

本日の議題は、諮問事項1件でございます。

諮問事項

「固定電話網の円滑な移行の在り方」について

○山内部会長　諮問第1224号「固定電話網の円滑な移行の在り方」について、審議をいたします。

本件につきましては、情報通信審議会議事規則第11条第8項の規定に基づきまして、当部会に付託されております。

それでは、総務省よりご説明をお願いいたします。

○秋本事業政策課長　それでは、ご説明をさせていただきます。

資料35-1-1が諮問書でございます。(1)から(3)が諮問事項でございます。

これら3つの事項につきまして、その概要と背景を、資料35-1-2でご説明させていただきます。

まず、1ページをご覧ください。昨年の11月6日に、NTT持株会社が、固定電話網の移行に関する構想を発表しております。

一口に固定電話と申しましても、現在、2つのネットワーク構成がございます。一つは、メタル回線を加入者交換機で收容し、信号交換機や中継交換機で統括制御する公衆交換電話網、PSTNであります。これにより加入電話やISDN電話が提供されております。もう一つが、光回線を收容ルータで收容いたしまして、これを中継ルータや、音声サービスの制御のために必要なセッション・イニシエーション・プロトコルサーバ(SIPサーバ)で統御するというIP網、NTT東西の場合はNGNがございます。これにより光IP電話や光ブロードバンドのサービスが提供されております。

現在、この2本立てとなっておりますネットワークを、2025年ごろにIP網に移

行していきたいという構想でございます。ただ、その際、メタル回線は引き続き利用し、これまでの加入者交換機はメタル収容装置として、変換装置を通じて、IP網に接続していくという構想でございます。

2ページにお進みください。この構想の背景について、2点挙げております。1つは、PSTNにより、NTT東西が提供する「加入電話」の契約数や収益等が大きく減少したことが挙げられます。左側の棒グラフで、これまでのNTT東西の加入電話の契約数と収益をお示ししております。減少基調でございます。

交換機は電話のみのために高機能化されてきた通信機器でございます。音声、データ、動画まで送ることのできる、汎用的なインターネットプロトコルベースの機器に比べて、割高でございます。もともと割高だったことに加えまして、需要の減少に伴い、販売台数が少ない中継交換機や信号交換機については、さらに割高になるというスパイラルがございまして、2025年ごろには設備維持の限界を迎える、故障対応が困難となると予想されております。

昨年11月に発表されました、NTT持株会社による構想は、実は2010年11月にNTT東西が発表しておりました、「PSTNのマイグレーションについて～概括的展望～」を更新したものでございます。

2ページの右側の棒グラフをご覧ください。NTT東西に限らず、全通信事業者による固定電話発の通信量につきまして、通信回数と通信時間の推移をお示ししております。いずれも減少基調でございます。これらの棒グラフのうち、白抜きでお示ししているところは、携帯やIP電話発の音声サービスでございまして、こちらはむしろボリュームが増えていることが伺えようかと思えます。

3ページにお進みください。携帯電話、PHS、BWAという移動通信と、OAB～JIP電話の基盤となります固定ブロードバンド、そして固定電話。この3つにつきまして、過去5年間の契約数の推移を示しましたのが、左側の棒グラフでございます。移動通信につきましては、我が国の人口規模を超えて、1億5,722万契約となっております。固定ブロードバンドにつきましても、5年前に比べて12%増となっております。一方、固定電話につきましては、5年前に比べて微減の5,619万契約となっております。

これら3つにつきまして、売上高構成比という面で推移を見ましたのが、右側の棒グラフでございます。移動通信につきましては、8割弱の売上高となっております。固定

ブロードバンドにつきましては、構成比としては微減でございますけれども、1契約当たりの売上高が固定電話より高いため、売上高としては1.8兆円と、固定電話を上回っているところでございます。固定電話は1.5兆円ということで、これら3つの中では、今や10%に満たない水準となっております。

なお、通信自由化の直前1984年度の電電公社の売上高は、4兆7,562億円でございました。うち、固定電話の収入は86%を占める、4兆1,117億円でございました。それが今や10%に満たない水準ということでございます。

この3ページの左側の固定電話の5,619万契約を分解してお示ししておりますのが、4ページ左側の折れ線グラフでございます。固定電話全体の2002年以降の契約数の推移をお示ししております。固定電話全体としては、あまり大きくは減っておりません。減っているのは、加入電話でございます。一方、0AB～JIP電話につきましては、過去5年間で倍増となっております。

これら加入電話、あるいはメタル電話と、光IP電話の料金と利用形態の比較をしているのが右側でございます。加入電話につきましては、基本料1,700円と、ブロードバンド料金に比べると割安でございます。IP電話は、FTTHなどとの一体的な提供が一般的でございますので、5,000円程度を光ファイバー契約で払い、ひかり電話として500円を払った上で、従量課金として全国一律、平日昼間3分であれば8円という料金体系でございます。一方、メタル電話につきましては、距離と時間に比例した通話料の体系となっております。

もう一度、左側の数字をご覧ください。0AB～JIP電話につきましては、2,846万の番号数となっております。加入電話と、直収電話と、CATV電話、これらを合計いたしますと、2,773万契約でございます。

これらを分解してお示しているのが、次の5ページでございます。5ページの左側、メタル電話につきましては、2,773万契約でございます。このうち、NTT東西に基本料を支払う形で利用されている契約、これが2,411万契約でございます。この基本料の市場でNTT東西と競争を繰り広げておりますのが、直収電話を提供しているソフトバンクやKDDIでございます。メタル回線につきましては、ドライカップの提供を受けて直収電話を提供している。あるいは、ケーブルテレビ事業者であれば、持っているケーブルを使って電話のサービスを提供している。その際、NTT東西よりも安い基本料を設定して、ケーブルテレビ事業者、ソフトバンク、KDDIは直収電話を提供

しているところがございます。

NTT東西に基本料を支払っているユーザに対しまして、市内・市外、県外、国際で競争を展開している事業者がおられます。その際に使われている機能が、中継選択の機能、あるいはマイラインの機能でございます。中継選択は、通話の都度、事業者識別番号をダイヤルしていただいております。またマイラインは、事業者をあらかじめ登録しておいて使うサービスでございます。このマイラインのうち、市外通話につきましては、2,022万契約でございます。

5ページの右側が0AB～JIP電話でございます。2,846万契約でございます。このうちの6割弱、1,699万契約はNTT東西でございます。4割弱が、KDDI、ソフトバンク、電力系事業者によって提供されているIP電話サービスでございます。これらの基盤となっておりますのがブロードバンドサービスでございます。NTT東西の0AB～JIP電話であれば、東西のFTTH、1,871万契約のうち、1,699万に対しまして、IP電話のサービスが提供されている。換言いたしますと、170万ほどのお客様は、光ファイバーを契約しつつも、IP電話は契約していないということになるわけでございます。

6ページにお進みください。PSTNの機能をまとめてございます。NTT東西自身による通話の発着信のサービス、緊急通報、番号案内から始まりまして、マイライン、中継選択、番号ポータビリティといった、競争にかかわる機能、そして、NTTコミュニケーションズなどによって提供されております、着信払いの通話サービスも、このPSTNを土台として提供されているところがございます。

7ページにお進みください。もう一つ、PSTNの大きな機能がございます。まず左側、NTT東西以外の通信事業者からいたしますと、NTT東西の交換機に繋ぎさえすれば、他の事業者と直接ネットワークを繋がなくても通話を成り立たせることができるという、NTT東西の交換機にはハブ機能がございます。これに加えまして、左側の一番下を書いてございます、NTT東西との相互接続点（POI）は、各県ごとにございまして、そこまでの伝送費用の負担をすれば済むという状況でございます。

そして、もう一つ、右側、緊急通報につきましても、緊急通報受理機関は、まずNTT東西のPSTNの契約者となっております。他の事業者の利用者が緊急通報をする際には、NTT東西のPSTNを経由して接続されている状況でございます。

8ページにお進みください。PSTNとの比較で、NTT東西のIP網、NGNがど

のような機能を果たしているのかをお示しするページでございます。NTT東西のPSTNを脇に描き、真ん中にNTT東西のNGNをお示ししてございます。

真ん中からご説明いたします。NTT東西のNGNの中継局接続におきましては、IP網同士の音声通話接続としては、NTT東西の光IP電話のユーザ間の通話のみ、この間で疎通させている状況でございます。換言いたしますと、NTT東西の光IP電話のユーザの番号かどうかを把握して、それ以外の番号については全て、トラフィックをPSTNのほうに渡してしまうというのが、今のNGNの機能でございます。

このPSTNは、NTT東日本であれば、17都道県で44のビルにおきまして、相互接続点を設けております。NTT西日本は、30府県で64のビルにおきまして、相互接続点を設けております。これに対しまして、NGNにおける他の事業者との相互接続点は、西日本で2カ所、東日本で2カ所にとどまっておりますので、もし仮に、ここに接続しようと思えば、そこまでの伝送費用を他事業者は負担する必要があるという状況になっております。

9ページにお進みください。昨年11月に、NTTが移行の構想を発表した際に、機能の見直しについても言及されております。

まず、1番は、主として利用者向けの見直しでございます。現在利用されている「固定電話」を維持する。そのために、逐次IP網に移行していくということを強く強調しておりました。基本的な音声サービスは利用可能で、利用者宅での工事は不要、電話機等はそのまま利用可能としております。この場合の、利用者宅での工事は不要ということでございますが、他の事業者と契約している利用者への影響はどうかという点につきましては、情報通信審議会で吟味、検討いただければと思っております。また、電話機等はそのまま利用可能とされております。では、ファクシミリの送受信機がどうか、クレジットカードの読取り機を置いている店舗において、機器の更改が要るのか、要らないのかといった点も検討課題になってこようかと思われま。

基本料は、可能な限り現状と同等の水準を維持するとされております。

また、通話料につきましては、距離に依存しないIP網の特性を生かし、より使いやすい料金、遠距離通話につきましては、PSTNよりも割安になるかもしれないということでございます。

2025年ごろに、中継交換機、信号交換機が維持の限界を迎える中で、IP網への移行にいつ着手するかにつきましては、関係事業者との調整や対応を踏まえて別途公表

するとしておられます。

2番が、主として事業者向けの見直し機能でございます。利用者に対しまして、できる限り負担をかけずに「固定電話」を維持する。そういう移行をしていくために、PSTNならではの機能は、原則具備しないということで、①から⑥につきまして、見直しを提案しておられます。

まず、①ハブ機能につきましては、原則具備しない、携帯・携帯網間と同様、主要事業者間で直接接続すればいいのではないかと提案をしておられます。なお、5年前の情報通信審議会の答申では、ハブ機能は必要とされておりましたので、この5年を経て、NTT持株会社からハブ機能の見直しについて新たなご提案をいただいたということになります。

②複雑な事業者間精算機能も簡便なものにしていきたいというご提案をいただいております。

そして、③公衆電話につきまして、通話先の事業者ごとに料金設定をしている現状を改め、事業者一律での料金設定にしたいというご提案をしておられます。

④マイラインや中継選択の機能は、具備しないことにしたいという提案です。

⑤は、現在、NTT東西のPSTNから他の事業者への番号ポータビリティは実現されております。この片方向の番号ポータビリティを、携帯・携帯網間と同様、双方向にしていきたいというご提案をしておられます。

⑥緊急通報におきまして、通報者が電話を切っても、緊急通報受理機関が通話を切らない限り、保留されているという回線保留機能が、PSTNにはございます。これにつきまして、移行後は、携帯電話やIP電話と同様、通報者が電話を切った場合には、発信者番号を利用して、緊急通報受理機関側からコールバックすることでいいのではないかとご提案をしておられます。

それから3番として、「固定電話」の提供方法につきまして、できる限り効率的に提供できるように、アクセス回線についても見直しをしていきたいというご提案をしておられます。

まず、自治体等からの要請によって無電柱化が行われる場合には、改めてメタルケーブルを地中に敷設するのではなく、光や、場合によっては無線を使って固定電話を提供していきたいという提案をしておられます。そして、その際、「固定電話」に求められてきた通話品質基準を携帯電話並みに見直していただきたいというご提案をしておられ

ます。

10ページにお進みください。以上を踏まえまして、情報通信審議会に対しまして、「固定電話網の円滑な移行の在り方」について、「基本的な考え方」、「移行後のIP網のあるべき姿」、「円滑な移行の在り方」という3点を諮問させていただくものでございます。

なお、諮問に先立ちまして、総務省事務方にて、2月10日から3月10日まで、提案募集を実施しております。その提案募集の全文は、本日の資料35-1-4としてお配りしております。そこに記述されている項目につきまして、追加すべき項目、深掘りすべき項目、重点を置くべき項目等について、広く国民から意見を求めている最中でございます。

意見を求めている検討事項の案につきまして、11ページから数ページにわたって、ポイントを抽出しております。そのポイントの全てではなく、幾つかをご紹介させていただきたいと思っております。

まず、11ページ、基本的な考えをどう据えるかという点でございます。

まず、(1)固定電話の今後の位置付けといたしまして、モバイル化・ブロードバンド化など、電気通信市場の環境が変化する中で、NTT東西の固定電話がこれまで果たしてきた役割等を踏まえまして、この固定電話市場というものをどう捉えるのか。特に、移行によってなくなっていくPSTN側ではなくて、移行されていく側のOAB～JIP電話につきまして、その前提となる、ブロードバンドにおける利用者利益の保護や公正競争の促進の在り方についてどう考えるかという点につきまして、意見募集をしております。

次に、(2)円滑な移行に必要な基本的視点につきましては、②をご覧ください。5年前の情報通信審議会の答申におきましては、移行に際して継続されるものが何なのか、「継続性」という点と、やめるものについては「予見性・透明性」を確保すべきだと、そして、IP網に移行するのであれば、IP網ならではの「発展性・柔軟性」という3つの基本的視座が提示されておりました。今般の検討に際しましても、この3つの基本的視座を維持することでよいかどうかということでございます。

③をご覧ください。昨年11月に発表されたNTTの構想では、「技術やマーケットの変化」、「経済性」、「簡便性」という考え方が盛り込まれておりました。できるだけコストをかけずに、簡便に移行していくということでございます。これらと、②にお示し

している3つの基本的視座との優劣や先後関係をどう捉えるべきかという点を挙げて、意見、提案を募集しております。

(3) 検討の時間軸につきましては、①をご覧ください。2025年ごろまでを見据えて、「移行後も提供される機能・サービス」と「廃止・変更される機能・サービス」の仕分けを行った上で、後者につきまして、代替され得る機能・サービスの有無、ない場合には要否について、共通認識を醸成した上で、通信業界におきましては、移行に向けた開発、工事、利用者への周知、実際のサービス開始、行政におきましては、移行に向けた制度整備が必要となります。これらの取組をいつから始めて、いつまでに完了させることが合理的かという点について、意見、提案を募集しております。

12ページにお進みください。移行後のIP網のあるべき姿につきましては、まず、電話網を繋ぐ機能の確保について、提案募集をかけております。繋ぐ機能の中でも、3つに分解できます。①と②がハブ機能でございます。そして③が、事業者間の精算の方法を簡便にするという点をどう考えるか。そして④が、料金設定の在り方でございます。

ハブ機能につきましては、ハブ機能が必要か、必要でないか。必要な場合でも、市場原理に委ねてしまっていていいかどうか。提供主体、確保の在り方、コスト負担の在り方等について、何らかの制度的な担保が要るのか、要らないのかという点が、私どもの関心事項でございます。

次に③、現在のPSTNでは、複数事業者が多段階に接続し、精算パターンは2,000種類以上に及んでおります。この事業者間精算を簡便にしたいというNTTの構想をどう考えるか。精算の相手方につきましては、間接接続事業者はもはや対象とせず、直接接続事業者のみを対象とするのか。精算方法につきましても、PSTNのように従量制ではなく、今後は定額制を基本とするのかといった点でございます。

④の料金設定の在り方につきましては、現在、NTT東西の「公衆電話」や「加入電話」発、「携帯電話」着の通話のみが、着信事業者側に料金設定権がございます。移行後のIP網で、着信側に料金設定権を認めることが合理的かという点を挙げて、意見募集をかけているところでございます。

(2) NTT東西のアクセス回線・中継網につきましても、意見、提案を募集しております。NTTは今後、無電柱化等を行うに際しましては、メタルを改めて張るのではなく、光や無線で固定電話を提供したいという考えを示しておられます。仮に、無線で固定電話を提供する場合、技術基準を携帯電話並みに見直すことを求めておられます。

これについてどう考えるかという点などでございます。

それから、次の13ページにお進みいただきまして、③が中継網でございます。NTT東西の設備のうち、県内設備につきましては、第一種指定電気通信設備として指定しております。他方、県間伝送路につきましては、第一種指定電気通信設備とはしておりません。移行後、NGNに中継網が統合されてまいりますと、県間通信について、「メタルIP電話」を含めて、NTT東西が行うことも想定されます。また、携帯事業者間の県間伝送路は、県内か県間かを区別することなく、第二種指定電気通信設備とされております。こうしたことを踏まえまして、県間伝送路の適正な利用の確保の在り方をどう考えるかという点も挙げて、意見、提案を募集しております。

(3) 利用者保護につきましては、「移行に合わせて終了するサービス」、「移行に先立ち終了見込みのサービス」につきまして、これらを終了しても問題ないか、利用者保護のために必要な措置があるかどうかという点を挙げております。

また、現行の制度のもとでは、プライスキャップ規制の対象を、「メタル電話」の県内通話としております。移行後のプライスキャップ規制の対象をどう考えるかという点も挙げております。

また、移行後のメタルIP電話につきまして、その通信品質の在り方、あるいは、緊急通報に関しまして、回線保留機能を具備しないという点をどう考えるかという点につきまして、意見、提案を募集しております。

(4) 公正な競争環境の確保につきましては、マイライン機能、中継選択の機能を廃止した場合にどのような影響があるか、廃止しても問題がないか、代替可能な機能やサービスが移行後のIP網で考えられるかという点を挙げております。

そして、移行後の光IP電話とメタルIP電話につきまして、メタルIP電話は縮小基調、他方で、拡大基調にある光IP電話、それぞれの競争環境整備の在り方について、意見、提案を募集しております。

光IP電話につきましては、その前提としてブロードバンドサービスがございます。このブロードバンドの競争環境整備の在り方についても、意見、提案を募集しております。

また、距離に依存しない特性を持つIP網におきまして、距離を細分化した、市内、市外、県間における競争というものをどう考えるべきか。他方、国際については、国際電話サービスを提供するに当たりまして、海底ケーブルや衛星など、多大なインフラ投

資をしておられます。この国際電話サービスにおける競争をどう捉えるのか。

また、NTT東西のFTTHユーザに対しまして、他の事業者がNTT東西に代わって、光IP電話を提供するためにNGNの優先転送機能のアンバンドル化を要望しておられます。この点について、どう考えるかという点も、意見募集、提案募集の対象として挙げております。

それから、メタル電話につきましては、ドライカップの接続料が上昇傾向にございます。このため、他事業者によるメタルの直収電話は、今後、継続困難となる事態も想定される点について、どう考えるかという点を挙げてございます。

そして、双方向番号ポータビリティにつきまして、もし双方向で実現するのであれば、どのような技術方式があり得るかという点につきまして、事業者間の意識合わせが29回にわたり行われております。過去5年、2011年6月以来、検討が重ねられております。ここでの検討を踏まえて、これをベースとした検討で問題がないかどうかという点についても、意見、提案を募集しております。

大きな3項目、円滑な移行の在り方につきまして、移行に着手する時期がまだ明確ではございません。移行期間中はPSTNとIP網とが併存することが想定されます。そこで、移行開始までに必要な取組が完了しない事業者が生じた場合、どのような対応が考えられるか。あるいは、PSTNとの接続、NGNとの接続が併存して、接続事業者側の負担が増大する場合にどう対処するのか。また、PSTNのトラフィックが急激に減少して、PSTNの接続料が急激に上昇することも想定されます。これについて、どう対処するのか。

また、利用者側にとりましては、工事が終了した地域と、未了の地域がまだらに存在する状況が一定期間想定されます。その際の料金体系、サービス水準、移行期間中に国や関係事業者において手当をしておくべき事項があるのか、ないのかといった点についても、意見募集をしているところでございます。

以上につきまして、提案募集を3月10日までかけているところでございます。

15ページにお進みください。総務省事務方として希望する今後のスケジュールを案としてお示しをしております。本日、諮問をさせていただきます。3月10日まで総務省において、提案募集をかけているところでございます。3月下旬ごろから、この電気通信事業政策部会の下にある電話網移行円滑化委員会にて、検討を本格的に開始していただければと考えております。そして、4月以降、電気通信事業政策部会と電話網移

行円滑化委員会とで合同のヒアリングを数回にわたり行い、その後、必要に応じて、個別項目につきましては、ワーキンググループを設置して、詳細な検討を行うなど、また、必要に応じて、中間的に論点整理を行うことなどによりまして、取りまとめをしていただければと考えております。取りまとめ、答申の時期は、来年夏ごろを目途として希望しているところでございます。

ご説明は以上でございます。

○山内部会長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまご説明をいただきました内容について、ご意見あるいはご質問あれば、ご発言をお願いしたいと思います。谷川委員、どうぞ。

○谷川委員　　ご説明どうもありがとうございました。大変複雑に入り組んだ議論になるということは理解できましたが、このシステム、基盤の入れかえが、現状の電話事業の中でどれぐらいの位置づけなのかという点を、もう少し正しく理解したいと思いました。歴史的な転換点の最後になるのか、これが終わった後、さらに見直しが必要となる、つまり段階的に変わっていく中での最初の一步で長期にわたる変化の話をしているのか。その辺が、この諮問の項目を見ているだけでは、正しく理解できなかったのです。

それから、おそらく専門の委員会でもたご議論あるのだと思うのですが、意見聴取されている項目が、一個一個が独立した事象なのかどうか、実はお伺いしてよくわかりませんでした。場合によっては幾つかの項目はお互いに絡んでいたり、そもそも選択肢がないようなものも質問項目にあるように思いました。例えば、無線に移行する場合に、品質基準を下げたいという提案を否定すると、無線に移行できないと言われるのと同義語になるのではないのでしょうか。この辺について、今日の全体像を簡潔に教えていただけたら、頭の整理になるなと思いました。

○山内部会長　　総務省、どうぞ。

○秋本事業政策課長　　ご質問ありがとうございました。今般の検討で終わりなのか、第一歩なのかという点について、終わりということはないと思います。ただ、移行によってIP網だけの世界になるということだけを捉えますと、電話について、IP網だけで提供されるときサービスの在り方、それに関わる制度の在り方を整理していくという点では、2025年までにかけて、一定の整理がなされていくであろうと思います。IP網の先に、まださらに移行する先があるということではないと思っております。その

点では、2025年ごろまでにかけて、事業者側においては、必要な開発工事、サービス着手がございませし、我々、行政側も、きちんとした制度を整備していく必要があるという点で、向こう9年間は重要な課題であり続けるということでございます。

それから、それぞれの項目は、お互いに絡み合っております。IPで提供するときの品質という点、それがユニバーサルサービスとどう関わるのかという点、そして、接続ルールをどう整備していくのか、また、プライスキャップ規制についても言及いたしました。何をプライスキャップ規制の対象として捉えるべきなのかという点で、今の電気通信事業法のほぼ全ての条文につきまして、今後、向こう9年間のうちに見直しが必要になってくるだろうと考えられます。

それから、無線につきまして、品質基準を満たさないからだめだと言われたらどうなるのかというご質問がございました。まず、品質基準について、どこまで求めるのかという検討が必要になるかと思っております。全てを電話網移行円滑化委員会で検討するというのではなくて、方向付けをしていただいた上で、さらに技術的な検討については、情報通信技術分科会の専門の委員会に検討していただくことになるかと思っております。その上での制度整備が必要になるため、向こう9年あると思うと随分先のようにも思われますけれども、実はあまり時間がないということでご理解をいただければと思っております。

制度全般にかかわるということで申しますと、今日、あわせてお配りしております資料35-1-3（参考資料）の市場やサービスの現状のページの後、44ページ以降に、関連する制度についてご紹介するページを20枚ほどつけさせていただいております。これら全てについて、これだけではなく、ほかにこの余波もあり、向こう数年間のうちに検討していかなければならない。その検討のキックオフになるということでございます。

○谷川委員　ありがとうございました。

○山内部会長　よろしいですか。では、熊谷委員、どうぞ。

○熊谷委員　ご説明ありがとうございました。

今の谷川委員のご質問とも関係するのですが、私の全体から受けた印象としては、今回諮問いただいた内容は、通信制度全体にかかわる、非常に根幹にかかわる問題ではないかと思われました。従来、NTT東西のPSTNが根幹の仕組みだったわけですがけれども、PSTNからIP網に移行するというので、いかにして円滑にこの移行を実施す

るか、これは非常に大きな問題であるというのが、まず根本の認識です。

その上で、先ほどのご説明と重複するかもしれませんが、何点か私が留意すべきだと思うところを申し上げたいと思います。

まず1点目として、利用者、ユーザーの視点が非常に重要であるということ。廃止されるサービスがありますから、その代替サービスの在り方などを含めて、利用者にとどのような影響が出るかということをしかりと検証することが必要である。やはり利用者に支障を与えないということが、非常に大きなポイントだというのが1点目です。

2点目としては、競争環境を整備することが重要ではないか。今、NTT東西の加入電話は縮小傾向にありますから、これを閉じずに、拡大傾向にあるIP電話を含めた市場全体の中で、競争をどのようにして確保していくか。そういう視点が重要ではないかと思います。

具体的には、競争事業者は採算がとれるかどうかということが非常に大きなポイントであって、その判断基準としては、おそらく、技術論や制度論だけでは不十分で、コスト面での議論をしかりと行っていくことが必要になると思います。そのため、場合によっては、NTT東西が一定程度コストをオープンにするということも検討の余地があると思います。やはりコスト面の議論をしかりと行っていないと、接続事業者が経営判断できないということになりますから、結果的に市場における競争を阻害してしまう可能性があるのではないか。これが2点目です。

3点目としては、移行に向けた予見可能性や透明性を確保する。これが非常に重要ではないかと思います。移行の期限は2025年ごろということですが、それに先立って、移行に向けた開発や、工事、利用者への周知などが必要になってくる。その意味では、NTTに関しては、利用者や関係事業者に不測の事態を及ぼさない形で、移行の完了までにどのような対応が求められるかということ、具体的にNTTがある程度示すことが必要ではないか。

以上、3点、申し上げたいと思います。

○山内部会長　ありがとうございます。何かコメントはございますか。

○秋本事業政策課長　ご指摘ありがとうございます。3点、ご指摘いただきました。

利用者にどのような影響があるかという点も含めまして、事業者だけではなくて、利用者サイドのヒアリングも行っていただきたいと思います。

それから、移行先のIP網における音声サービスの提供の在り方、そして公正競争確

保の在り方についても、ご指摘のとおり検討していきたいと考えております。その際、移行に際しまして、これまでのPSTNで提供し得ていたサービスが、そのままの形で提供し得ない場合、代替され得るサービスや機能があるのか、ないのか。ないとすれば、どうするのかといった経営判断も必要になってこようかと思っておりますので、コスト面を開示できるところがどこまでなのかという点も確認しながら、この電気通信事業政策部会、あるいは電話網移行円滑化委員会で検討を深めていただければと考えているところでございます。

○山内部会長　よろしゅうございますか。

○熊谷委員　はい。

○山内部会長　ほかにございますか。どうぞ、森川委員。

○森川委員　ありがとうございます。このような諮問を見ると、長年続いてきた電話網がなくなっていくということが、目の前に出てきたということで、非常に感慨深いものがあります。

検討事項にもありましたけれど、膨大なことを考えていかなければなりませんので、可能であれば、やはり一つ大きな方向感のようなものを明らかにしておいたほうが、議論がしやすいのかなと思っております。

私から見ても、PSTNは、膨大な歴史の中で積み重なってきたものですから、それをそのまま、同じサービスを移行するということは、おそらくあり得ないと思っております。やはり残念ながら切り捨てなければならないことは、たくさんあるだろうと思っております。

IPの強みはシンプルということですので、この資料の中にもありましたけれど、考えるに当たっては、なるべくシンプルに考えていく。シンプルな構成、シンプルな機能ということ、せっかくのタイミングですので、考えていくといいのかなと思った次第でございます。

以上です。

○山内部会長　ありがとうございます。よろしいですか。井手委員、どうぞ。

○井手委員　タッチの差で同じようなことを言われてしまいましたけれど、私も提案募集をかけているものが大変多岐にわたる一方で、やはり9ページにあるように、NTTが公表したPSTN特有の機能は原則具備しないという、この移行後の姿は、大変インパクトのあるものです。ハブ機能を持たせるか、あるいは料金設定の問題がやはり一番

重要な問題だろうと思いますので、これについてはっきりとした方向感が示されないと、11ページの検討の時間軸で、いろいろな問題をあわせて検討するわけですが、接続の問題やユニバーサルサービスの問題、あるいはブロードバンドの競争環境の問題も、どの時点でワーキングを立ち上げて検討するのかという時期的なものも含めて、これからの事業者の工程に大変影響するものでもあるので、ぜひその点を、なるべく早い時期に示していただきたいと思います。

○山内部会長　ありがとうございます。

○秋本事業政策課長　森川委員、井手委員のご指摘を踏まえまして、できるだけ時間をかけずに検討を進めていきたいと思っております。また、井手委員から特に言及していただきました、ハブ機能や、精算の在り方、料金設定の在り方と、電話を繋ぐ機能をIP網のあるべき姿の最初に挙げさせていただきました。電話を繋ぐ機能こそ、まず本質だろうと、この点についての検討を深めてまいりたいということで、一番に挙げさせていただいたものでございます。これらについて検討を深めていただければと考えております。

○山内部会長　ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○石戸委員　皆様がおっしゃられていたことと概ね同じなのですが、慎重かつ速やかに進むことを、まずは願っております。私自身も、利用者に対する負担という点が一番気になるところであります。もちろん社会の変化に伴い、大きな変化が起きるのは当然のことだと思うのですが、利用者は、必ずしも代替サービスを求めているわけではないと思うのです。代替サービスを提案するよりは、今よりも長期的に見てよりよいサービスを受けられるということを示されることが、非常に大事なのではないかと感じます。利用者の負担がないということはありませんので、どのタイミングで、どのような周知の仕方をするのか、そのときどのような姿を見せていくのかということが、とても大事かと思えます。

以上です。

○山内部会長　ありがとうございます。泉本委員、いかがですか。

○泉本委員　参考資料の23、24ページあたりに、IP網への移行に合わせて、順次終了予定のサービスが羅列されており、昔にこんなサービスがあったなと思うものがたくさんありました。ただ、残っている契約件数はとても少ないものもあり、果たしてどれだけ利用されているのかというところもあると思います。なるべく早い段階で順次、

代替サービスとして、何が提供できるのかということをお早目にお示しいただきたいと思
います。

また、PSTNは25年で一斉に使用が不能になるわけではないですよ。物理的に
は日本全国いろいろなところで工事を始めなければならないし、二千万件の個人宅に
まだある電話を変えていくことが、必要になってくるのではないかと思います。並行運
用の期間のコストや、物理的に本当に使えなくなってしまうものがあるなど、考えな
ければならないことが多く錯綜していると思います。自分の地域はもう少し先だったと思
いながら、ある日突然に停電するように電話が切れてしまったら、利用者の問題として
大変なことになりますので、ご注意くださいと思います。よろしく願いいたしま
す。

○山内部会長 ありがとうございます。ほかに何かございますか。では、総務省からど
うぞ。

○秋本事業政策課長 今ご指摘いただきました、利用者宅での工事が要るのか、要らな
いのかという点につきましては、基本的に要らないようにしていきたいという構想の発
表を昨年の11月にNTT持株会社からしていただいています。

○泉本委員 今まで使われていたサービスが、ある日突然使えなくなるということす
よね。

○秋本事業政策課長 順次、移行にあわせて、あるいは、移行に先立って終了するサー
ビスもあるということでございます。家庭内での工事が必ずしも必要ということではな
いということでございます。

○山内部会長 ほかに何かご発言がございますか。特によろしゅうございますか。

それでは、本件につきましては、電話網移行円滑化委員会において検討していただき
まして、その結果を報告いただいた上で、当部会で審議して、答申をまとめることにし
てはいかがかと思いますが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

○山内部会長 ありがとうございます。よろしければ、その旨、決定することといたし
ます。

なお、電話網移行円滑化委員会に所属する構成員につきましては、情報通信審議会議
事規則別記2第4条第2項に基づきまして、部会長が定めることになっています。これ
から、事務局から構成員の名簿をお配りいたしますので、しばらくお待ちいただけます

でしょうか。

(資料配付)

- 山内部会長　よろしゅうございますか。ご覧の名簿のとおりとさせていただきます。
なお、主査でございますけれども、私が務めさせていただきますので、よろしくお願
いたします。

閉　　会

- 山内部会長　以上で本日の議題は全て終了でございます。委員の皆様から何かござい
ますか。よろしゅうございますか。

事務局から何かございますか。

それでは、本日の会議を終了といたします。なお、次回の日程につきましては、開催
日が決まり次第、事務局よりご連絡を差し上げます。

以上で閉会といたします。ご協力どうもありがとうございました。